

健康保険委員のご案内

ぜひ健康保険委員にご登録ください！

健康保険委員とは
事業所と協会けんぽを
つなぐ橋渡し役です！



健康保険委員の活動内容

健康保険事務の相談

各種申請に関する従業員様からの相談対応をお願いします。



周知・広報

協会けんぽからのお知らせの周知、広報物の回覧・掲示をお願いします。



各種事業の推進

従業員様の健康診断受診の案内等、各種事業への呼びかけをお願いします。



よくある

ご質問

Q 健康保険委員に登録すると新たな仕事が増えますか？



A 新たに仕事が増えることはありません。日々の業務に支障の無い範囲でご協力をお願いします。例えば、協会けんぽがお送りする広報物を社内で回覧したり、従業員様への周知をお願いします。

Q 役職に就いていないと健康保険委員に登録できませんか？



A 役職に関係なく登録できます。協会けんぽ佐賀支部の被保険者(本人)様であればご登録いただけます。

Q 健康保険委員の登録状況は？



A 協会けんぽ佐賀支部では約2,300名の被保険者様が健康保険委員に登録されています。

Q 健康保険委員の登録は強制ですか？



A 法律上の強制力はありません。協会けんぽ加入事業所様とのつながりを深め、健康保険に係る広報や健康づくり活動の普及を図りたいため、橋渡し役として健康保険委員への登録をお願いしております。

Q 事務手続きを社会保険労務士に委託しています。健康保険委員に登録する必要はありますか？



A 委託状況に関わらず、健康保険委員への登録をお願いします。事務手続きに関する情報だけでなく、健康づくりに役立つ情報(健康情報冊子等)も無料で入手できるメリットがあります。

Q 登録方法を教えてください。



A 本紙裏面に掲載の申込書をご記入のうえ協会けんぽ佐賀支部にご提出ください。

申込書は裏面をご覧ください

健康保険委員 新規申込書

(兼 F A X 送信票)

郵送またはFAXにてお申込をお願いします

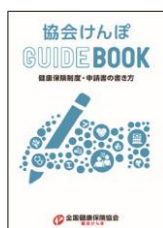
協会けんぽ佐賀支部・F A X 番号 0952-27-0617

事業所所在地 事業所名称 電話番号 (ゴム印可)	
申込者氏名※ ※被保険者(本人)	
健康保険証の 記号・番号	(記号) (番号)
メールマガジンの 登録(任意)	毎月、健康保険のお役立ち情報等を配信しています。 下の二次元コードから利用規約をご確認のうえ登録フォームに入力、登録をお願いします。 (協会けんぽ佐賀支部による代理登録を希望される場合は、メールアドレスをご記入ください) @

健康保険委員への特典(無料)

- セミナーや研修会のご案内をお送りします。
- 健康保険制度の説明や申請書の書き方を掲載した「協会けんぽGUIDE BOOK」をお送りします。
- 職場の健康づくり等に役立つ「季節の健康情報冊子」を季節毎にお送りします。

特典
例



無料メールマガジン

- 毎月25日頃に、健康保険のお役立ち情報等を配信しています。
- 健康保険委員だけでなく、どなた様でもご登録いただけます！社内での健康情報周知にぜひご活用ください。

・利用規約
・登録フォーム



配信内容

- ① 制度改正の案内
- ② 健康保険情報の紹介
- ③ 健康コラム

など

お問合せ先



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル
電話0952-27-0611(代表)